



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

93.3.19 No. 3760

協定の有効期限を1ヶ月で申入れ

三月一日、動労総連合は、JR東日本本社に対し、三月末で三六協定の有効期間が切れることに伴って、基本的な事項について申し入れを行った。

この申し入れは、JR東日本が「三六協定の有効期間は一年間でなければ締結しない」という対応を繰り返しかえしてきたことに対し、組合側から

① 有効期間は一月を限度とする。
② 時間外労働は一月三〇時間、一年二七〇時間とする。

③ 時間外労働、休日労働については本人の意思を尊重する。

④ 次に定める日時までに本人に、その時間ならびに業務内容を指示する。

⑤ 時間外労働は前日正午まで
⑥ 休日労働は前々日正午まで

等を骨子とする協定案を申し入れ、この申し入れに基づく協定締結を求めたものである。

団交ではまた「一年間」に固執

三月一〇日、この申し入れにもとづく団体交渉が行われたが、JR東日本の対応は、申し入れの回答として「有効期間一ケ年とする」現協定の内容を提示してきた。

会社は「有効期間を一年間とする」唯一の根拠として「会社として計画的な業務遂行が出来るように一年間としたい」としている。

三六協定を何故か

三六協定とは、労使の合意によって協定が締結した場合に限って「使用者は労働者に所定労働時間を超えて労働をさせる

ことができる」と定めたものであり、例外を設けて、やむを得ない波動的な業務が発生した場合のみに「休日労働及び時間外労働をさせることができる」ものである。

だから、当然にも「労基法施行規則」には、三六協定は必ず有効期間や休日労働、時間外労働の限度を設けなければならないと定められているのである。

また、協定に基づき休日労働や時間外労働をさせる場合には、前もって本人に時間ならびに業務内容を明らかにしなければならぬと定められているのである。

三六協定を前提とした業務遂行が問題

会社は計画的な業務遂行のために三六協定の有効期間を一年間とすることに固執する根拠は、日常的な業務が休日労働及び時間外労働を前提としていることである。これらの前提が「標準数」による要員配置であり「臨時列車の運転」「研修・訓練」「病欠」等に対する要員措置が行われていないため、当然にも「休日労働、時間外労働」によって年休消化が常態化していることである。

有効期間一年は無期限と同じ

「有効期間一年間」という提案は「無期限」に等しいものであり「労基法」の精神に反するものであると言わざるを得ない。

「連合」の方針でも三ヶ月単位を限度とすべきと指導をしている。

JR東日本だけが有効期間を一年とする根拠は何一つないのである。

最大の問題は、休日労働や時間外労働に頼らなければ正常に業務が回らず、年休も取れない要員配置により労働者を好き勝手に働かせ、全ての犠牲を労働者に強制することにある。
われわれは、四月以降の三六協定の無締結を含め改訂を求めて闘いぬかなければならない。

三・二五春季第二波

ストライキ!!

(1) スト対象者及び対象時間

① 営業関係強制配転者を対象とする。一五時以降の時間ストライキ(スト対象時間については個別に指示する。)

② 習志野運輸区、葛張電車区木更津支区の日勤者(地上勤務者)を対象とする。終業時間前一時間の時間ストライキ。

(2) 「大三春闘勝利・格差攻撃」

粉砕・原職復帰実現・第二波・第三波スト貫徹
動労千葉総決起集会

場所 千葉市民会館小ホール

同日一七時三〇分開催!!